

横浜市立高等学校通学区域規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程（単位制による全日制の課程を除く。以下同じ。）のうち普通科、単位制による全日制の課程（理数科及び普通科音楽コースを除く。）及び単位制による定時制の課程に係る高等学校の学区は、横浜市内全域とする。

2 全日制の課程（普通科を除く。）、単位制による全日制の課程のうち理数科及び普通科音楽コース、定時制の課程（単位制による定時制の課程を除く。以下同じ。）並びに別科に係る高等学校の学区は、神奈川県内全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科及び単位制による全日制の課程（理数科及び普通科音楽コースを除く。）へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者をいう。ただし、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。）が横浜市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程（普通科を除く。）並びに単位制による全日制の課程のうち理数科及び普通科音楽コースへ就学しようとする者は、本人及びその保護者が神奈川県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 単位制による定時制の課程へ就学しようとする者は、横浜市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程及び別科へ就学しようとする者は、神奈川県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得た者で、神奈川県内に住所を有するものは、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条の入学者選抜を除く。以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、学区外の高等学校へ志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。）の別表^{※1}に定める割合の範囲内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、身体状況により、学区内の高等学校に就学するよりも学区外の高等学校に就学するほうが適当と認められる者は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする学区外の高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項の規定にかかわらず、学区外の高等学校を志願することができる。

(1) 海外からの帰国者を対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者

(2) 外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものを対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者

第7条 前3条に定めるもののほか、全日制の課程のうち普通科、単位制による全日制の課程（理数科及び普通科音楽コースを除く。）及び単位制による定時制の課程へ就学しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める学区外からも志願することができる。

(1) 第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとする者

(2) 編入学又は転入学に係る入学者選抜を受けようとする者

（入学許可の取消し）

第8条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわって入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取り消し、又は退学を命ずることができる。

※1 別表省略

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、川崎市内（以下「市内」という。）全域とする。

2 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科を除く学科に係る高等学校の学区は、神奈川県内（以下「県内」という。）全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。）が市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県内（市内を除く。以下同じ。）に住所を有するもののうち、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得た者は、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条の入学者選抜を除く、以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。）の8パーセント以内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、県内に住所を有するもののうち、身体の状況により、高等学校に就学することが適当と認められる者は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者であって、第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとするものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

（入学許可の取消し）

第7条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわって入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取消し、又は退学を命ずることができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、学区に関し必要な事項は教育長が定める。

令和2年度横浜市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領

横浜市立高等学校通学区域規則（平成12年横浜市教育委員会規則第3号）の第2条第1項に規定する学区について、横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科（戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。）並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科への志願が適正に行われるよう、入学志願者に係る学区確認を次のとおり実施する。

1 入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者

- (1) 全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者及び保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが横浜市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが県内の横浜市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者及び保護者の住所がともに横浜市内にある、公立以外の中学校の在学者（学校教育法施行規則第95条第2号でいう在外教育施設と同等の日本国内にある外国の教育施設（以下「外国人学校等」という。）に在学する者も含む。以下同じ。）
 - エ 志願者及び保護者の住所がともに県内の横浜市外にある、公立以外の中学校の在学者
- (2) 単位制による定時制の課程の総合学科（以下「横浜総合高等学校」という。）への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに横浜市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに県内の横浜市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者の住所が横浜市内にある、公立以外の中学校の在学者
 - エ 志願者の住所が県内の横浜市外にある、公立以外の中学校の在学者

2 入学志願者のうち、学区確認申請を必要とする者

- (1) 全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科に係る学区確認申請

全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。

 - ア 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の志願の承認（全日制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し志願資格を有する者で、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域（横浜市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 県内での転居予定者（保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和2年4月1日までに転居する予定の者。ただし、横浜市内での転居予定及び横浜市外（県内）での転居予定である場合を除く。）
 - オ 保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（横浜市の内外）に居住している者
 - カ 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（横浜市内又は横浜市外（県内）における別居を除く。）
 - キ 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（横浜市の内外）に居住している者
 - ク 上記ア～キに該当しない特別な事情がある者
- (2) 横浜総合高等学校に係る学区確認申請

横浜総合高等学校に志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。

 - ア 県教育長の志願の承認（定時制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者の住所と在学中学校の所在地が異なる地域（横浜市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 令和2年4月1日までに横浜市内から市外（県内）へ、又は横浜市外（県内）から市内へ転居する予定の者
 - オ 県内の横浜市外に居住又は令和2年4月1日までに横浜市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和2年4月1日までに横浜市内に勤務を予定する者

3 申請の手続き

(1) 横浜市立の全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科に係る申請の手続き

ア 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書（第 22 号様式の 1）に必要な書類（別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続きについて」（以下「別表」という。）参照）を添えて、横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課へ提出しなければならない。

イ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記 2 の (1) のイ、ウ及びオ（別表の事由番号 8，9 及び 11）の場合については、中学校の校長が、入学願書の学区確認欄にレ点を記入することにより、学区確認申請を省略することができる。

ウ 申請期間、受付時間及び受付場所は次のとおりとする。

申請期間	受付時間	受付場所
令和元年12月9日(月)から 令和2年1月17日(金)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和元年12月29日(日) から令和2年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部高校教育課

* 上記期日の翌日以降、必要があると認められる場合は、横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課において、学区確認申請を受け付けることとする。（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 横浜総合高等学校に係る申請の手続き

ア 横浜市教育委員会が行う学区の確認に関する事項については、横浜総合高等学校長に委任する。

イ 学区確認申請を必要とする者は、横浜市立横浜総合高等学校に係る学区確認申請書（第 22 号様式の 2）に必要な書類（別表参照）を添えて、横浜総合高等学校長へ提出しなければならない。

なお、入学志願資格承認申請書（第 18 号様式）を横浜総合高等学校長へ提出する者は、同時に学区確認申請の手続きも行わなくてはならない。

ウ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記 2 の (2) のイ及びウ（別表の事由番号 15 及び 16）の場合については、中学校の校長が、入学願書の学区確認欄にレ点を記入することにより、学区確認申請を省略することができる。

エ 学区確認申請を必要とする者は、入学願書を提出する以前に、次のとおり申請の手続きを行わなければならない。

申請期間	受付時間	受付場所
令和元年12月9日(月)から 募集期間の前日まで (土曜日、日曜日、休日及び令和元年12月29日(日) から令和2年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	横浜市立 横浜総合高等学校
募集期間及び志願変更期間中	入学願書の受付時間と同じ	

オ 前記 3 の (1) において、第 22 号様式の 1 によって学区確認申請を行った者については、第 22 号様式の 2 による学区確認申請を省略することができる。

(3) 郵送による提出は、認めない。

4 横浜市教育委員会等の措置

(1) 横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書及び添付書類の提出があったときは、速やかに必要とする書類の有無を確認のうえ、受領書を交付するものとする。

(2) 教育委員会又は横浜総合高等学校長は、提出書類に記載漏れ等の不備があったときは、速やかに申請者及び在学（出身）中学校の校長に連絡し、訂正を依頼することができる。

(3) 教育委員会又は横浜総合高等学校長は、学区の確認に関する決定を、学区確認結果通知書（全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科については第 25 号様式の 1。横浜総合高等学校については第 25 号様式の 2。）により、申請者に通知するものとする。

なお、前記 3 の (2) のオに該当する者については、第 25 号様式の 1 を第 25 号様式の 2 に替えることができるものとする。

令和2年度川崎市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）の第2条第1項に規定する学区について、川崎市立の全日制の課程及び定時制の課程の普通科への志願が適正に行われるよう、入学志願者に係る学区確認を次のとおり実施する。

1 入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者

- (1) 全日制の課程の普通科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者及び保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが川崎市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが県内の川崎市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者及び保護者の住所がともに川崎市内にある、公立以外の中学校の在学者（学校教育法施行規則第95条第2号でいう在外教育施設と同等の日本国内にある外国の教育施設（以下「外国人学校等」という。）に在学する者も含む。以下同じ。）
 - エ 志願者及び保護者の住所がともに県内の川崎市外にある、公立以外の中学校の在学者
- (2) 定時制の課程の普通科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに川崎市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに県内の川崎市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者の住所が川崎市内にある、公立以外の中学校の在学者
 - エ 志願者の住所が県内の川崎市外にある、公立以外の中学校の在学者

2 入学志願者のうち、学区確認申請を必要とする者

- (1) 全日制の課程の普通科に係る学区確認申請
全日制の課程の普通科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
 - ア 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の志願の承認（全日制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し志願資格を有する者で、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域（川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 県内での転居予定者（保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和2年4月1日までに転居する予定の者。ただし、川崎市市内での転居予定及び川崎市外（県内）での転居予定である場合を除く。）
 - オ 保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（川崎市の内外）に居住している者
 - カ 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（川崎市内又は川崎市外（県内）における別居を除く。）
 - キ 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（川崎市の内外）に居住している者
 - ク 上記(ア)～(キ)に該当しない特別な事情がある者
- (2) 定時制の課程の普通科に係る学区確認申請
定時制の課程の普通科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
 - ア 県教育長の志願の承認（定時制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者の住所と在学中学校の所在地が異なる地域（川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 令和2年4月1日までに川崎市内から市外（県内）へ、又は川崎市外（県内）から市内へ転居する予定の者
 - オ 県内の川崎市外に居住又は令和2年4月1日までに川崎市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和2年4月1日までに川崎市内に勤務を予定する者

3 申請の手続き

- (1) 全日制の課程の普通科に係る申請の手続き
 - ア 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書（第22号様式の1）に必要な書類（別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続きについて」（以下「別表」という。）参照）を添えて、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課へ提出しなければならない。
 - イ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の(1)のイ、ウ及びオ（別表の事由番号8、9及び11）の場合については、中学校の校長が、入学願書の学区確認欄にレ点を記入することにより、学区確認申請を省略することができる。

ウ 申請期間、受付時間及び受付場所は次のとおりとする。

申請期間	受付時間	受付場所
令和元年12月9日(月)から 令和2年1月17日(金)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和元年12月29日(日)から 令和2年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	川崎市教育委員会 事務局学校教育部指導課

* 上記期日の翌日以降、必要があると認められる場合は、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課において、学区確認申請を受け付けることとする。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 定時制の課程の普通科に係る申請の手続き

ア 川崎市教育委員会が行う学区の確認に関する事項については、志願先の高等学校長に委任する。

イ 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校(定時制の課程)に係る学区確認申請書(第22号様式の2)に必要な書類(別表参照)を添えて、志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、入学志願資格承認申請書(第18号様式)を志願先の高等学校長へ提出する者は、同時に学区確認申請の手続も行わなくてはならない。

ウ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の(2)のイ及びウ(別表の事由番号15及び16)の場合については、中学校の校長が、入学願書の学区確認欄にレ点を記入することにより、学区確認申請を省略することができる。

エ 学区確認申請を必要とする者は、入学願書を提出する以前に、次のとおり申請の手続きを行わなければならない。

申請期間	受付時間	受付場所
令和元年12月9日(月)から 募集期間の前日まで (土曜日、日曜日、休日及び令和元年12月29日(日)から 令和2年1月3日(金)までを除く。)	午後2時から 午後7時まで	志願先の高等学校
募集期間及び志願変更期間中	入学願書の受付時間と同じ	

オ 前記3の(1)において、第22号様式の1によって学区確認申請を行った者については、第22号様式の2による学区確認申請を省略することができる。

(3) 郵送による提出は、認めない。

4 川崎市教育委員会の措置

(1) 川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市立高等学校(全日制の課程)に係る学区確認申請書及び添付書類の提出があったときは、速やかに必要とする書類の有無を確認のうえ、受領書を交付するものとする。

(2) 教育委員会又は市立高等学校長は、提出書類に記載漏れ等の不備があったときは、速やかに申請者及び在学(出身)中学校の校長に連絡し、訂正を依頼することができる。

(3) 教育委員会又は市立高等学校長は、学区の確認に関する決定を、学区確認結果通知書(全日制の課程の普通科については第25号様式の1。定時制の課程の普通科については第25号様式の2。)により、申請者に通知するものとする。

なお、前記3の(2)のオに該当する者については、第25号様式の1を第25号様式の2に替えることができるものとする。

令和2年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和2年度の神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜（専攻科に係る募集及び選抜を除く。）は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

神奈川県立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分		課程
一般募集（共通選抜）		全日制の課程
		単位制による全日制の課程
		単位制による定時制の課程（特別の時間）
一般募集（共通選抜・定通分割選抜）		定時制の課程（夜間）
		単位制による定時制の課程（夜間）
		単位制による通信制の課程
連携型中高一貫教育校連携募集		全日制の課程
特別募集	海外帰国生徒特別募集	全日制の課程
		単位制による全日制の課程
	在県外国人等特別募集	全日制の課程
		単位制による定時制の課程（特別の時間）
インクルーシブ教育実践推進校特別募集	全日制の課程	
中途退学者募集		単位制による全日制の課程

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成17年4月1日以前に出生した者で、次のアの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であって、かつ、次のイの要件を満たす者とする。

ア 高等学校への志願資格

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了した者
- (イ) 中学校等を令和2年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (エ) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和2年3月31日までに修了する見込みの者

イ 神奈川県立の高等学校への志願資格

- (ア) 全日制の課程及び単位制による全日制の課程への志願者については、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が県内に住所を有すること。ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。
- (イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程並びに単位制による通信制の課程への志願者については、県内に住所又は勤務地を有すること。ただし、教育長が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者とみなす。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、在籍する連携型中

学校長の推薦を得た者とする。

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が平成29年4月1日（ただし、後記4の後期募集に係る志願者については、同年10月1日とする。）以降の者とする。

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で3年以内の者（令和2年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して3年以内の者（令和2年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす知的障害のある者とする。

(ア) 神奈川県内の中学校等に在籍する者であって、かつ、別表に定めるインクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願に係る通学地域の要件を満たす者。ただし、通学地域について、教育長が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、通学地域の要件を満たす者とみなす。

(イ) 志願先のインクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会）などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある者とする。

3 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、小田原城北工業高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

光陵高等学校（全日制の課程普通科）

愛川高等学校（全日制の課程普通科）

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集は、次の高等学校の課程における学科又はコースにおいて行う。

神奈川総合高等学校（単位制による全日制の課程普通科国際文化コース）

横浜国際高等学校（単位制による全日制の課程国際科（国際バカロレアコースを含む。））

新城高等学校（全日制の課程普通科）

西湘高等学校（全日制の課程普通科）

鶴嶺高等学校（全日制の課程普通科）

弥栄高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

伊志田高等学校（全日制の課程普通科）

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集は、次の高等学校の課程における学科又は部において行う。

鶴見総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）

横浜清陵高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

川崎高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

大師高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

橋本高等学校（全日制の課程普通科）

弥栄高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

大和南高等学校（全日制の課程普通科）

伊勢原高等学校（全日制の課程普通科）

座間総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）

愛川高等学校（全日制の課程普通科）

相模向陽館高等学校（単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部）

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

城郷高等学校（全日制の課程普通科）

霧が丘高等学校（全日制の課程普通科）

上矢部高等学校（全日制の課程普通科）

川崎北高等学校（全日制の課程普通科）

津久井浜高等学校（全日制の課程普通科）

湘南台高等学校（全日制の課程普通科）

茅ヶ崎高等学校（全日制の課程普通科）

上鶴間高等学校（全日制の課程普通科）

橋本高等学校（全日制の課程普通科）

厚木西高等学校（全日制の課程普通科）

伊勢原高等学校（全日制の課程普通科）

足柄高等学校（全日制の課程普通科）

綾瀬高等学校（全日制の課程普通科）

二宮高等学校（全日制の課程普通科）

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

横浜桜陽高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

川崎高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

麻生総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）

厚木清南高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

4 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分		課 程	募 集 期 間	
一般募集		全日制の課程	(共通選抜) 令和2年 1月28日(火)から同月 30日(木)まで	/
		単位制による全日制の課程		
		単位制による定時制の課程 (特別の 時間)		
		定時制の課程 (夜間)		
		単位制による定時制の課程 (夜間)		
		単位制による通信制の課程		
連携型中高一貫教育 校連携募集		全日制の課程	(定通分割選抜) 令和2年3月3日(火) 及び同月4日(水)	/
特 別 募 集	海外帰国生徒 特別募集	全日制の課程		
		単位制による全日制の課程		
	在県外国人等 特別募集	全日制の課程		
		単位制による全日制の課程		
		単位制による定時制の課程 (特別の 時間)		
インクルーシ ブ教育実践推 進校特別募集	全日制の課程			
中途退学者募集		単位制による全日制の課程	令和2年 1月28日(火)から同月 30日(木)まで	/

なお、神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分		課 程	募 集 期 間
特別募集	海外帰国生徒 特別募集	単位制による全日制の課程	令和2年7月27日(月)から同月29日(水)まで

5 志 願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(イ)から(オ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(イ) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(オ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が同じ学科内の他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。

- (ウ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。
- (エ) 単位制による定時制の課程（多部制）の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。
- (オ) 募集期間を同じくする定通分割選抜及び後記10の共通選抜の二次募集の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に同時に志願することを認める。
- イ 令和2年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

6 志願変更

(1) 志願変更の対象

- ア 志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）に志願変更することを認める。
 なお、前記5の(2)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

- イ 中途退学者募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う中途退学者募集に志願変更することを認める。

(2) 志願変更の期間

- ア 共通選抜、特別募集及び中途退学者募集にあつては、志願変更の期間は、令和2年2月4日(火)から同月6日(木)までとする。
- イ 定通分割選抜にあつては、令和2年3月5日(木)及び同月6日(金)とする。

7 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記8の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

8 選抜のための検査

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

- ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査（実技検査及び自己表現検査又はそのいずれかをいう。以下同じ。）を実施する場合がある。
- (ア) 田奈高等学校、釜利谷高等学校、横須賀三浦・湘南地域普通科・専門学科併置校（横須賀明光高等学校と大楠高等学校の再編・統合校）、大井高等学校及び大和東高等学校の普通科（以下「クリエイティブスクール」という。）においては、学力検査は行わない。
- (イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程の志願者のうち、20歳以上（令和2年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。
- (ウ) 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程及び単位制による全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

イ 単位制による通信制の課程においては、面接又は作文を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査を実施する場合がある。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

光陵高等学校においては面接及びプレゼンテーション、愛川高等学校においては面接とする。

(3) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）、作文及び面接とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースは、これに加えて特色検査を行う。

イ 在県外国人等特別募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

面接とする。

(4) 後期募集

神奈川県総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査は、前記(3)のアの検査内容とする。

(5) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により検査を受検できなかった者について、次のとおり追検査を実施する。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

ア 一般募集（共通選抜）、特別募集（インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び後期募集を除く。）及び中途退学者募集を志願する者のうち、学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

イ 連携型中高一貫教育校連携募集（光陵高等学校を除く。）及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

(6) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(7) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

9 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

検査の期日は、全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程については、学力検査は令和2年2月14日（金）とし、面接は同月17日（月）及び同月18日（火）のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日（金）、同月17日（月）及び同月18日（火）までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月14日（金）に特色検査は実施しない。クリエイティブスクール及び単位制による通信制の課程については、同月14日（金）、同月17日（月）及び同月18日（火）までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、令和2年2月20日（木）とする。

合格発表の期日は、令和2年2月28日（金）とする。

(2) 定通分割選抜

検査の期日は、定時制の課程（夜間）及び単位制による定時制の課程（夜間）については、学力検査は令和2年3月12日（木）とし、面接は同日及び同月13日（金）のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月12日（木）及び同月13日（金）のうち当該高等学校の校

長が定めた期日とする。単位制による通信制の課程については、同月12日(木)及び同月13日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、令和2年3月18日(水)とする。

(3) 連携型中高一貫教育校連携募集

検査の期日は、令和2年2月17日(月)とする。

追検査の期日は、令和2年2月25日(火)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。

合格発表の期日は、令和2年2月28日(金)とする。

(4) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及び中途退学者募集における学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集における作文の検査の期日は、令和2年2月14日(金)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの海外帰国生徒特別募集における特色検査の期日は、同月17日(月)とする。

追検査の期日は、令和2年2月20日(木)とする。

合格発表の期日は、令和2年2月28日(金)とする。

イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集における面接の期日は、令和2年2月17日(月)とする。

追検査の期日は、令和2年2月25日(火)とする。

合格発表の期日は、令和2年2月28日(金)とする。

(5) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査の期日は、令和2年7月31日(金)とし、合格発表の期日は、同年8月5日(水)とする。

10 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であって、かつ、志願時において令和2年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	(共通選抜二次募集) 令和2年3月3日(火)及び同月4日(水)
	単位制による全日制の課程	
	単位制による定時制の課程(特別の時間)	
	定時制の課程(夜間)	(定通分割選抜二次募集) 令和2年3月19日(木)及び同月23日(月)
	単位制による定時制の課程(夜間)	
	単位制による通信制の課程	

(3) 志願

ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に

限る。ただし、次の(ア)から(エ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(イ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が同じ学科内の他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの学科又はコースにおいて募集を行う場合に限る。

(ウ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。ただし、国際科（国際バカロレアコースを除く。）及び国際科国際バカロレアコースにおいて募集を行う場合に限る。

(エ) 単位制による定時制の課程（多部制）の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの部において募集を行う場合に限る。

(オ) 募集期間を同じくする共通選抜の二次募集及び定通分割選抜の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に同時に志願することを認める。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

(ア) 全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）にあつては、志願変更の期間は、令和2年3月5日（木）及び同月6日（金）とする。

(イ) 定時制の課程（夜間）、単位制による定時制の課程（夜間）及び単位制による通信制の課程にあつては、志願変更の期間は、令和2年3月24日（火）とする。

(5) 検査の内容

ア 全日制の課程（クリエイティブスクールを除く。）、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程（特別の時間）については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。

また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施する場合がある。

なお、単位制による定時制の課程（特別の時間）の志願者のうち、20歳以上（令和2年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 全日制の課程（クリエイティブスクール）については、面接を実施する。

ウ 定時制の課程（夜間）及び単位制による定時制の課程（夜間）については、面接を実施する。

エ 単位制による通信制の課程については、面接又は作文を実施する。

(6) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	学力検査の期日	面接又は作文の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程（クリエイティブスクールを除く。）	令和2年 3月10日(火)	同左	令和2年 3月17日(火)
	全日制の課程（クリエイティブスクール）		令和2年 3月10日(火)	
	単位制による全日制の課程	令和2年 3月10日(火)	同左	
	単位制による定時制の課程（特別の時間）			
	定時制の課程（夜間）		令和2年 3月25日(水)	令和2年 3月27日(金)
	単位制による定時制の課程（夜間）			
	単位制による通信制の課程			

11 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

12 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

13 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

14 学校名

県立高校改革に伴い、一部の高等学校の学校名が変更になる場合がある。

(別表) インクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願に係る通学地域

高等学校（課程・学科等）	通 学 地 域
川崎北高等学校（全日制の課程普通科）	川崎市
城郷高等学校（全日制の課程普通科） 霧が丘高等学校（全日制の課程普通科）	川崎市、横浜市
上矢部高等学校（全日制の課程普通科）	横浜市
津久井浜高等学校（全日制の課程普通科） 湘南台高等学校（全日制の課程普通科） 茅ヶ崎高等学校（全日制の課程普通科）	横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
二宮高等学校（全日制の課程普通科） 伊勢原高等学校（全日制の課程普通科） 足柄高等学校（全日制の課程普通科）	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木西高等学校（全日制の課程普通科） 綾瀬高等学校（全日制の課程普通科） 上鶴間高等学校（全日制の課程普通科） 橋本高等学校（全日制の課程普通科）	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

[別表]

神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続きについて

区分	事由番号	申請事由	申請者	志願資格		学区確認 <small>横浜市立及び川崎市立の高等学校において必要な場合 ※</small>		提示又は申請書に添付する書類
				申請様式	申請先	申請様式	申請先	
県教育長の志願資格の承認を必要とする者 <small>全課程の志願資格</small>	1	県外から本県に転居予定の者 ・保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和2年4月1日までに県内に居住する予定の者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長	第22号様式の1	横浜市・川崎市各教育委員会教育長(以下「市教育長」という。)	ア 転居予定先の住所を確認できる次のaからeのいずれかの書類又はその写しを提示 a. 家屋の登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後、6ヶ月以内のもの) b. 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等) c. 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書 d. 家主との契約書(契約予定を含む。) e. その他、転居予定の事実を証明できるもの イ 転居取りやめの時は、入学を辞退する旨の念書(第19号様式【県志願資格用】と第23号様式【市学区確認用】を1部ずつ)を添付 ウ アの書類の所有者名義または賃借人名義が志願者の保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第20号様式【県志願資格用】と第24号様式【市学区確認用】を1部ずつ)を添付
	2	山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長			住民票の写し等(本人・同居している保護者)を提示
	3	県外から県立海洋科学高等学校を志願する者で、原則として水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住する者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長			志願者本人が水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住することを証明するもの(住民票の写し等)を提示
	4	その他特別な事情がある者 (例)・保護者である父母双方がいない場合に、未成年後見人がいまだに定められていない者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長	第22号様式の1	市教育長	特別な事情を証明できるもの (例)・中学校長による申し立て(第15号様式の中学校長意見及び副申欄に記載)を提出
	5	インクルーシブ教育実践推進校特別募集の通学地域に係る県教育長の志願の承認を必要とする者	志願者及び保護者	第29号様式	県教育長			ア 申請事由番号1のAに同じ イ 転居取りやめの時は、入学を辞退する旨の念書(第30号様式【インクルーシブ教育実践推進校特別募集用】)を添付 ウ アの書類の所有者名義または賃借人名義が志願者の保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第31号様式【インクルーシブ教育実践推進校特別募集用】)を添付 エ その他特別な事情がある場合は、その事実を証明できるもの
	6	令和2年4月1日までに県外から本県に転居予定の者	志願者	第18号様式	志願先高等学校長			第22号様式の2
	7	県外居住であって、令和2年4月1日までに本県での勤務を予定する者(ただし、横浜市立横浜総合高等学校又は川崎市立高等学校の普通科を志願する場合は、当該市内に勤務を予定する者)	志願者	第18号様式	志願先高等学校長	第22号様式の2	志願先高等学校長	勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類を添付

※ 横浜市立の高等学校について、全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科(音楽コースを除く。)及び総合学科においては学区確認申請を必要とする。(横浜市立横浜商業高等学校(別科を含む。)、横浜市立戸塚高等学校(単位制による全日制の普通科音楽コース及び定時制の課程)、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校並びに特別募集における横浜市立高等学校の各学科においては学区確認申請を必要としない。)

川崎市立の高等学校について、全日制の課程及び定時制の課程における普通科においては学区確認を必要とする。(川崎市立川崎高等学校、川崎市立幸高等学校、川崎市立川崎総合科学高等学校及び川崎市立桶高等学校における専門学科においては学区確認申請を必要としない。)

区分	事由番号	申請事由	申請者	志願資格		学区確認		提示又は申請書に添付する書類
				申請様式	申請先	申請様式	申請先	
市教育長等の学区確認のみを必要とする者	横浜市立・川崎市立高等学校のうち全学区のものを除く	8	県内に居住し志願資格を有する者で、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）	志願者及び保護者		なし 入学願書に中学校長がレ点を記入[全日制願書]3番目の□		住民票の写し等（本人・同居している保護者）を中学校長に提示
		9	志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域（横浜市の内外又は川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者	志願者及び保護者		なし 入学願書に中学校長がレ点を記入[全日制願書]3番目の□		
		10	県内での転居予定者 ・保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和2年4月1日までに転居する予定の者（ただし、当該市内又は当該市外での転居予定である場合を除く。）	志願者及び保護者		第22号様式の1	市教育長	申請事由番号1に同じ ただし、書類イの念書は第23号様式【市学区確認用】を、書類ウの同居同意書は第24号様式【市学区確認用】をそれぞれ使用のこと。
		11	保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（横浜市の内外又は川崎市の内外）に居住している者	志願者及び保護者		なし 入学願書に中学校長がレ点を記入[全日制願書]3番目の□		
		12	特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（当該市内又は当該市外における別居を除く。）	志願者及び保護者		第22号様式の1	市教育長	ア 住民票の写し等（本人・同居親族等）を提示 イ " （父母）を提示 ウ 特別な事情を証明できるものを添付
		13	志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（横浜市の内外又は川崎市の内外）に居住している者	志願者及び保護者		第22号様式の1	市教育長	ア 住民票の写し等（本人・同居親族等）を提示 イ " （未成年後見人）を提示
		14	申請事由8～13に該当しない特別な事情がある者	志願者及び保護者		第22号様式の1	市教育長	ア 特別な事情を証明できるもの
	横浜市立・川崎市立高等学校のうち全学区のものを除く	15	県内に居住し、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）	志願者		なし 入学願書に中学校長がレ点を記入[定時制願書]2番目の□		ア 住民票の写し等（本人）を中学校長に提示
		16	志願者の住所と在学中学校の所在地が異なる地域（当該市の内外）にある、公立中学校の在学者	志願者		なし 入学願書に中学校長がレ点を記入[定時制願書]2番目の□		
		17	令和2年4月1日までに当該市内から市外（県内）へ、又は当該市外（県内）から市内へ転居する予定の者	志願者		第22号様式の2	志願先 高等学校長	申請事由番号1に同じ ただし、書類イの念書は市学区確認用第23号様式を使用のこと。
		18	県内の当該市外に居住又は令和2年4月1日までに当該市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和2年4月1日までに当該市内に勤務を予定する者	志願者		第22号様式の2	志願先 高等学校長	勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類を添付

(注1) 学区確認については、横浜市立又は川崎市立の高等学校のうち、当該の市内全域を学区とする高等学校へ志願変更しようとする者で、かつ申請事由に該当する場合に手続きを行わなければならない。

(注2) 学区確認の欄において、「なし 入学願書に中学校長がレ点を記入」と記載されているものについては、入学願書に中学校長がレ点を記入することによって、学区確認申請を省略することができる。